2　証明等の請求に係る二の2と同旨の措置を講ずることとした。（第六三条第一項第四号関係）

五　商標法の一部改正関係

1　商標登録を受けることができない商標

㈠　他人の氏名（商標の使用をする商品又は役務の分野において需要者の間に広く認識されている氏名に限る。）を含む商標（その他人の承諾を得ているものを除く。）又は他人の氏名を含む商標であって、政令で定める要件に該当しないものについて商標登録を受けることができないものとした。（第四条第一項第八号関係）

㈡　商標法第四条第一項第一一号に該当する商標であっても、その商標登録出願人が、商標登録を受けることについて同号の他人の承諾を得ており、かつ、当該商標の使用をする商品又は役務と同号の他人の登録商標に係る商標権者等の業務に係る商品又は役務との間で混同を生ずるおそれがないものについては、同号の規定は、適用しないものとした。（第四条第四項関係）

2　商標権の移転等に係る混同防止表示請求

商標法第二四条の四の規定による混同防止表示請求について、次に掲げる事由による特定の場合に請求することができるものとした。（第二四条の四関係）

㈠　1の㈡により商標登録がされたこと。

㈡　商標法第八条第一項ただし書、第二項ただし書又は第五項ただし書の規定により商標登録がされたこと。

㈢　商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があった日以後に商標登録出願により生じた権利が承継されたこと。

㈣　商標権が移転されたこと。

3　商標登録の取消しの審判

商標法第五二条の二第一項の規定による商標登録の取消しの審判について、2に掲げる事由による特定の場合に請求することができるものとした。（第五二条の二第一項関係）

4　商標の国際登録出願

商標の国際登録出願を電磁的方法によりしようとする者は、実費を勘案して政令で定める額に相当する額を国際事務局に納付しなければならないものとした。（第六八条の二第五項及び第七六条第一項第三号関係）

六　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正関係

1　電子情報処理組織による特定通知等

㈠　電子情報処理組織による特定通知等は、特定通知等の相手方が電子情報処理組織を使用する方法により特定通知等を受ける旨の経済産業省令で定める方式による届出をしている場合に限り行うことができるものとし、特定通知等の相手方が当該特定通知等についてその使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をした時又は特許庁が、当該記録をすることができる措置をとった日から一〇日を経過した時のいずれか早い時に、当該特定通知等の相手方に到達したものとみなすものとした。（第五条関係）

㈡　㈠の規定にかかわらず、手続について委任を受けた代理人（代理を業として行う者に限る。）に対する特定通知等は、その者が㈠の届出をしていない場合であっても電子情報処理組織を使用して行うことができるものとした。（第五条の二関係）

2　書面に記載された事項のファイルへの記録等

特許庁長官は、指定特定手続等が電子情報処理組織を使用する場合であって経済産業省令で定めるものにより提供された電磁的記録により行われた場合にも、当該電磁的記録に記録された事項をファイルに記録しなければならないものとした。（第八条第一項～第四項関係）

3　ファイルに記録されている事項を記載した書類の送達等

特許庁長官又は審判長は、手続に係る書面の副本の送達等に代えて、当該手続をする者の承諾を得て、当該書面の副本に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるものとした。この場合において、特許庁長官又は審判長は、当該書面の副本の送達等を行ったものとみなすものとした。（第一〇条第二項関係）

七　附則関係

㈠　この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めることとした。（附則第二条～第七条関係）

㈡　関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第八条～第一二条関係）

八　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（法律第五二号）（厚生労働省）

一　旅館業法の一部改正関係

1　宿泊者に対する感染防止対策への協力の求めに関する事項

㈠　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下この1において「感染症法」という。）に規定する一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症（入院又は宿泊療養若しくは自宅療養に係る感染症法の規定が準用されるものに限る。以下同じ。）及び新感染症を「特定感染症」と定義することとした。（第二条第六項関係）

㈡　営業者は、宿泊しようとする者に対し、旅館業の施設における特定感染症のまん延の防止に必要な限度において、特定感染症国内発生期間に限り、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次の協力を求めることができることとした。（第四条の二第一項関係）

(1)　特定感染症の症状を呈している者その他の政令で定める者　次に掲げる協力

イ　当該者が特定感染症の患者等（特定感染症（新感染症を除く。）の患者、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者及び新感染症の所見がある者をいい、宿泊することにより旅館業の施設において特定感染症をまん延させるおそれがほとんどないものとして厚生労働省令で定める者を除く。以下同じ。）であるかどうかが明らかでない場合において、医師の診断の結果その他の当該者が特定感染症の患者等であるかどうかを確認するために必要な事項として厚生労働省令で定めるものを厚生労働省令で定めるところにより営業者に報告すること。

ロ　当該旅館業の施設においてみだりに客室その他の当該営業者の指定する場所から出ないことその他の旅館業の施設における当該特定感染症の感染の防止に必要な協力として政令で定めるもの

(2)　特定感染症の患者等　(1)のロに掲げる協力

(3)　(1)及び(2)に掲げる者以外の者　当該者の体温その他の健康状態その他厚生労働省令で定める事項の確認の求めに応じることその他の旅館業の施設における当該特定感染症の感染の防止に必要な協力として政令で定めるもの

㈢　㈡の特定感染症国内発生期間は、次に掲げる特定感染症の区分に応じ、それぞれ次の期間（特定感染症のうち国内に常在すると認められる感染症として政令で定めるものにあっては、政令で定める期間）とすることとした。（第四条の二第二項関係）

(1)　一類感染症及び二類感染症　当該感染症が国内で発生した旨の公表が行われたときから、国内での発生がなくなった旨の公表が行われるまでの間

(2)　新型インフルエンザ等感染症及び新感染症　当該感染症が国内で発生した旨の公表が行われたときから、当該感染症が新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨の公表又は当該感染症につ